

# 東大阪市営墓地（返還墓地） 公募抽選に関する応募要領

## 概要

東大阪市墓地条例、東大阪市墓地条例施行規則に基づき、東大阪市営墓地のうち、過去に使用者から返還があり、なおかつ、再度使用することが可能である墓地区画について、使用者を公募し、応募者多数の場合は抽選を行うものです。

### ◎ 対象者

令和 7 年 11 月 1 日現在、東大阪市に住民登録をしている方。

（国籍は問いません。）

現に東大阪市営墓地の使用許可を受けていない方。

### ◎ 応募方法

令和 7 年 10 月 21 日（火）から 令和 7 年 11 月 30 日（日）までに、

郵送 または 市ウェブサイトにある申込フォーム により申込 【期限厳守】

1 世帯につき、1 墓地のみ応募できます。（※住民票上の世帯で判断します）

重複しての応募はすべて無効となりますのでご注意ください。

### ◎ 対象墓地・区画数

長瀬墓地 24 区画、小阪墓地 14 区画、楠根墓地 22 区画、吉田墓地 10 区画、  
額田墓地 10 区画 合計 80 区画

（区画指定はできません）

### ◎ 抽選日・場所

令和 7 年 12 月 21 日（日） 午前10時 東大阪市役所 18 階 会議室1・2 にて

### ◎ 使用料

長瀬・小阪・楠根墓地・・・1 区画 400,000 円

吉田墓地・・・1 区画 200,000 円

額田墓地・・・1 区画 160,000 円

問合せ先

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所 斎場管理課

電話番号:06-4309-3192

FAX 番号:06-4309-3815

## 応募について

いずれかの方法で期日までに申し込みを完了してください。

期日までとは①郵送の場合は令和 7 年 11 月 30 日までの消印があること、②東大阪市ウェブサイトから応募する場合は市の受信日が令和 7 年 11 月 30 日中までであることをいいます。

持参での受付はいたしません。

### ① 墓地公募抽選申込書により応募する場合

応募要領を熟読の上、下記の手順で手続きをしてください。なお、墓地公募抽選申込書は、斎場管理課窓口、各行政サービスセンター及び各保健センターで配布します。

1. 墓地公募抽選申込書の誓約内容をご確認いただき、上部太枠内に【申込墓地名、申込日、住所、氏名、電話番号、生年月日】を丁寧に記入してください。
2. 墓地公募抽選申込書の下部太枠内に【郵便番号、住所、氏名】を丁寧に記入し、85 円切手を貼付してください。
3. 記入した墓地公募抽選申込書は切り取らず、そのまま封筒に入れてください。封筒には差出人氏名住所を丁寧に記入し、裏面の注意事項を確認し、糊付け、またはセロテープなどにより密封し、140 円切手を貼付したうえで、期日までに郵送してください。
4. 郵送後、記載内容に問題がなければ、市から抽選番号の通知はがきを送付いたします。抽選番号通知はがきについては、当選された場合必要になりますので、大事に保管しておいてください。

### ② 東大阪市ウェブサイトから申込フォームにて応募する場合

応募要領を熟読の上、下記の手順で手続きをしてください。

1. 東大阪市のウェブサイトから【トップページ→くらし→申請書ダウンロード→墓地・斎場関係】とクリックし、市営墓地（返還墓地）公募抽選に関するページを表示します。
2. 期日までに申込フォームの各項目を正確に入力し、応募を完了させます。
3. 申込後、入力内容に問題がなければ、市から抽選番号をメールにて通知いたします。

抽選番号の通知が令和 7 年 12 月 9 日（火）までに届かない場合はご連絡いただきますようお願いいたします。

## 応募資格について

- ・令和 7 年 11 月 1 日現在、東大阪市に住民登録をしている方。
- ・現に市営墓地の使用許可を受けていない方。
- ・応募要領を熟読の上、内容に同意できる方。
- ・1 世帯につき、1 墓地のみ応募できます。
- ・重複した応募はすべて無効となります。

## 対象墓地・区画について

- ◎ 長瀬墓地 24 区画
- ◎ 小阪墓地 14 区画
- ◎ 楠根墓地 22 区画

区画の大きさは約 1.5 m × 約 1.5 m (約 2.25 m<sup>2</sup>) 【 間口 × 奥行 】となります。

- ◎ 吉田墓地 10 区画

区画の大きさは約 1.0 m × 約 1.06 m (約 1.06 m<sup>2</sup>) 【 間口 × 奥行 】となります。

- ◎ 額田墓地 10 区画

区画の大きさは約 0.76 m × 約 1.06 m (約 0.81 m<sup>2</sup>) 【 間口 × 奥行 】となります。

大きさには僅かに差異があります。応募の際に詳細な区画の指定はできません。

現地の見学については、随時可能です。ただし、職員による説明などはいたしませんので、ご了承ください。対象区画についてはロープで区画を縁取りし、区画番号を記した看板を立てています。各墓地へのアクセスについては、5 ページを参照してください。

## 抽選について

令和 7 年 12 月 21 日(日) 午前 10 時より 東大阪市役所 18 階 会議室1・2にて抽選会を行います。抽選会への参加は任意です。参加の是非が抽選結果に関係することはありません。抽選会では、各墓地の区画ごとの仮当選者と各墓地の補欠者の順位を順次決定していきます。仮当選者と補欠者には後日郵送にて通知いたします。

また、抽選結果については令和 7 年 12 月 22 日(月)から市役所、各行政サービスセンター、各保健センターに掲示いたします。東大阪市ウェブサイトには 12 月 25 日(木)から掲載いたします。電話による抽選結果のお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

## 抽選後の使用許可手続きについて

仮当選者の方については、市が失格にあたる要件を審査したのち、決定通知書を発送いたします。決定通知書発送後は、所定の様式により使用料を納付してもらい、市から使用許可を受け、使用していただきます。

補欠者の方については仮当選者の失格や、辞退があった場合に限り、上位の方から順番に当

選者とさせていただきます。その際は個別に通知いたします。

墓地の使用については令和 8 年 4 月頃からを予定しております。

## 市による審査について

市では、抽選後に仮当選者、補欠者の方の審査を行います。申込内容に間違いがないか、令和 7 年 11 月 1 日時点で本市に住民登録があるか、などを審査します。審査により失格となった場合には失格理由の通知を行います。

よって申込の段階で記入内容に虚偽がある場合は失格となりますので、ご注意ください。

## 失格にあたる要件について

次の場合は失格となりますのでご注意ください。

- ・応募資格がない場合。
- ・申込内容に虚偽の事実を記した場合。
- ・墓地公募抽選申込書や申込フォームに必要な事項が記入されていない、または内容が明確でない場合。
- ・重複申込をした場合。
- ・墓地使用料を指定する期限までに納付しなかった場合。
- ・公募抽選の業務を妨げた場合。

## 市営墓地ご使用にあたっての注意事項について

市営墓地は市が使用権を与えて使用していただくものになります。従って、申込者以外が使用することはできません。また、使用場所の転貸もできません。使用権の移転については、相続や祭祀の承継の場合に限ります。

市営墓地の使用許可を受けた方は、許可を受けた日から 2 年以内に墓碑その他囲障（巻き石）を設けてください。

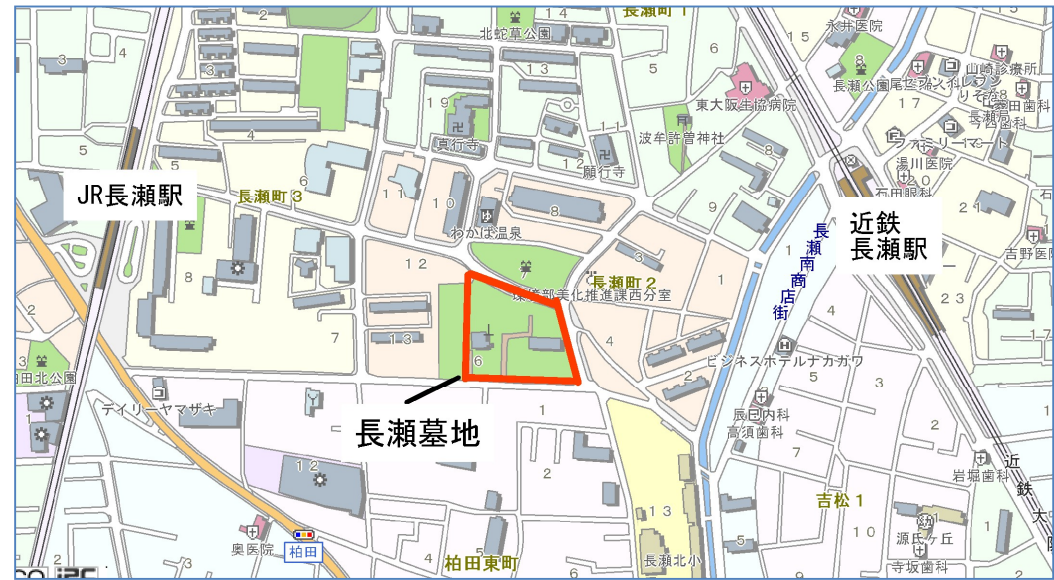
区画は更地のままですので、ご自身で巻き石の設置等を行っていただく必要があります。市では費用の負担はいたしません。

## 最後に

- ・応募要領を熟読の上、申込をしてください。
- ・申込内容は正確に現在の情報を記入してください。
- ・期日までに申込を行ってください。持参での受付はいたしませんので、時間に余裕を持った申込を心がけてください。
- ・使用料の納付は期日までに必ず行ってください。（当選された場合のみ）

各墓地へのアクセスについて

長瀬墓地 住所:東大阪市長瀬町 2-6-3



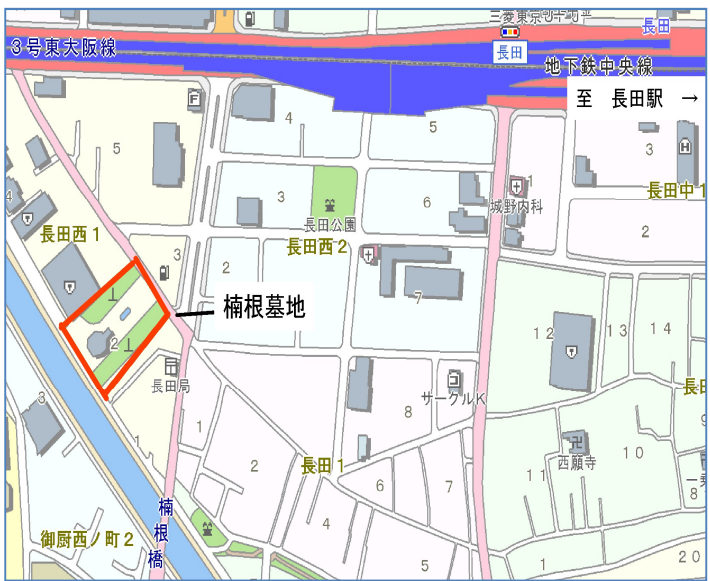
近鉄大阪線 長瀬駅から徒歩約 5 分  
JR おおさか東線 長瀬駅から徒歩約 5 分

小阪墓地 住所:東大阪市宝持 4-11-2



近鉄奈良線 八戸ノ里駅から徒歩約 20 分

楠根墓地 住所:東大阪市長田西 1-2-18



地下鉄中央線長田駅から徒歩約 15 分

吉田墓地 住所:東大阪市吉田 4-9



額田墓地 住所:東大阪市南荘町 7-26



近鉄奈良線 東花園駅から徒歩約 14 分

近鉄奈良線 額田駅から徒歩約 10 分  
近鉄けいはんな線 新石切駅から徒歩約 13 分